

被扶養者資格確認調査添付書類一覧表

●印…必須

○印…該当する方

対象者	同居・別居	現在の収入	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	
			課税証明書又は非課税証明書	源泉徴収票写し	給与明細書写し(直近3ヵ月分)	年金支払(振込)通知書又は改定通知書の写し	給与・年金以外の証明書(確定申告書及び収支内訳書の写し)	仕送り・送金額が分かるもの	学生証の写し(在学証明書)	住民票	
配偶者 (内縁関係含む)	同居・別居 の要件無し	給与等収入有	●	●	●						
		給与・年金以外の収入有	●				●				
		年金等収入有	●			●					
		収入無	●								
※9 子供 (幼児～高校生まで)	同居										
	別居						●			●	
※10 18歳以上の子供 (高校生は除く)	同居	給与等収入有	●	●	●				○		
		給与・年金以外の収入有	●				●		○		
		年金等収入有	●			●			○		
		収入無	●						○		
	別居	給与等収入有	●	●	●				○	○	●
		給与・年金以外の収入有	●				●		○	○	●
		年金等収入有	●			●			○	○	●
		収入無	●						○	○	●
		仕送り							●	○	●
父母・祖父母 兄弟姉妹	同居	給与等収入有	●	●	●						
		給与・年金以外の収入有	●				●				
		年金等収入有	●			●					
		収入無	●								
	別居	給与等収入有	●	●	●				○		●
		給与・年金以外の収入有	●				●		○		●
		年金等収入有	●			●			○		●
		収入無	●						○		●
		仕送り							●		●
義父母・その他	同居が条件	給与等収入有	●	●	●						
		給与・年金以外の収入有	●				●				
		年金等収入有	●			●					
		収入無	●								

◎夫婦共同で扶養している場合(夫婦共同扶養)の方の添付書類

対象者	※1 課税証明書又は非課税証明書	※2 源泉徴収票 写し	※3 給与明細書写し (直近3ヵ月分)	※5 給与・年金以外の証明書(確定申告書及び収支内訳書の写し)
※11 当組合以外に加入されて いる配偶者	被用者保険の被保険者	●	●	
	国民健康保険の被保険者	●	○	○

※裏面参照のこと

【被扶養者資格の条件】

□ 扶養できる方の年収は、交通費を含めた年間130万円未満です。

(60歳以上又は障害厚生年金を受けられる程度の障害の場合は180万円未満)

【添付書類等の注意事項】

- ※1 課税証明書・非課税証明書は、最新のを添付してください。
- ※2 源泉徴収票（写し）は、最新のを添付してください。
- ※3 給与明細書（写し）は、直近3ヵ月で、交通費等を含めたすべての収入がわかるものを添付してください。
- ※4 年金支払（振込）通知書又は年金改定通知書の写しは、年金事務所（日本年金機構）発行となり、最新のを添付してください。
なお、年金とは、老齢（国年・厚年）、遺族、障害、恩給、厚年基金等として受給のあるものすべてを添付してください。
- ※5 給与・年金以外の証明書とは、個人事業収入、不動産収入、株式配当等が該当しますので、税務署に提出した確定申告書及び収支内訳書の写し等（直近）を添付してください。
- ※6 仕送り・送金額の分かるものとは、現金書留の写し、銀行等の通帳の写しを添付してください。なお、原則、現金の手渡しは認めていません。
- ※7 学生の方は、学生証の写し（在学証明書）大学・短大・大学院・各種・専門学校等の現在有効となるもの。
- ※8 住民票は、別居されている方を含めた世帯全員の続柄が記載されているものを添付してください。
- ※9 学生でない16歳以上18歳未満の子供は、18歳以上の子供に準じて書類を添付してください。
- ※10 18才以上の子供が学生であれば、※7の学生証の写し（在学証明書）は必ず必要になります。
- ※11 配偶者が当健保組合以外に加入していて、被扶養者を夫婦共同で扶養している場合（夫婦共同扶養）は、収入の多い方の被扶養者となりますので、該当するものを添付してください。
- ※その他 添付書類だけでは認定確認ができない場合には、別途追加書類を求めることがありますのでご容赦ください。